

政令-3(1)	塩化シアン		
英文名	Cyanogen chloride		
別名	シアン化塩素 クロロシアン		
英文別名 *通称名又は グループ名 又は商品名	Chlorine cyanide Chlorocyanogen Chlorocyanide		
輸出統計品目No	2853.10-000	化審法No	1-123
CAS No	506-77-4		
分子式	ClCN		
構造式	$\text{N}\equiv\text{C}-\text{Cl}$ <p style="text-align: right;">分子量 61.47 (計算) 融点 -6.5 °C 沸点 13.2 °C 比重 1.218 (4~4°C) 屈折率 n_D^{20} 1.3668</p>		
性状	<ul style="list-style-type: none"> ・無色の液体又は気体 ・刺激臭あり ・加熱又は水若しくは水蒸気と接触すると分解して、塩化水素、シアン化水素及びNOxのような高い毒性と腐食性のガスを発生し、高度な危険性がある。 ・急性毒性: LDs.c. in rabbits=20mg/kg ・許容濃度 0.3ppm(0.75mg/m³(上限値)) 		
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・有機合成原料 ・毒ガス ・農薬の原料 		
生産・販売	—		
化学兵器禁止条約関連	AG Noと名称	—	
	CWC Schedule 3 A. Toxic Chemicals:	(2)Cyanogen chloride	
	貨物等省令、運用通達 化兵法	貨物等省令 第2条第1項第二号 ホ 化兵法施行令: 別3第2種指定物質・毒性物質 (二)	
	軍事コメント	基本的化学物質であるが、血液剤として分類される毒ガス。輸出先、エンドユースの確認が重要である。	
その他 (適用法令等)	毒劇法: 指定令第1条 毒物(含む製剤) 化管法: 第2条第2項 第1種指定化学物質 労安法: 第57条1 施行令第18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物 労安法: 第57条の2 施行令第18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物 港則法: 第21条の2 施行規則第12条 危険物(高压ガス) 航空法: 施行規則第194条 輸送禁止 船舶安全法: 危規則第3条 (高压ガス)		